

和歌山県立医科大学医学部入学者選抜試験施行規程

制 定 昭和36年10月3日和医大規程第12号
最終改正 令和4年4月19日和医大規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学学則第24条第2項の規定に基づき、医学部に入学を許可する者の選考（以下「選考」という。）の方法その他選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学試験委員会の設置)

第2条 学長は、前条に関する選考の方法その他選考に関し必要な事項の実施に当たらしめるため、医学部入学試験委員会（以下「入学試験委員会」という。）を設置する。

(入学試験委員会の構成)

第3条 入学試験委員会の構成は、次のとおりとする。

入学試験委員会委員長 1人

入学試験委員会委員 13人

(入学試験委員会委員長)

第4条 入学試験委員会委員長は、毎年度入学試験委員会委員が互選により選定し、学長が任命するものとする。

2 入学試験委員会委員長は、入学試験委員会の会務を総理する。

3 入学試験委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ入学試験委員会が選定した入学試験委員会委員がその職務を代理するものとする。

(入学試験委員会委員)

第5条 入学試験委員会委員は、医学部長、副医学部長、入試センター長、教育研究開発センター専任教授及び毎年度医学部教授会（以下「教授会」という。）において選挙により選定したものを学長が任命する。

2 前項の選定の基準は、次のとおりとする。

(1) 教養・医学教育大講座の教授又は准教授若しくは講師 5人

(2) 入学試験委員として連続4年任命され、5年目となる者を除く基礎医学の教授 3人

(3) 入学試験委員として連続4年任命され、5年目となる者を除く臨床医学の教授 2人

3 入学試験委員会委員は、入学試験委員会委員長の命を受け、入学試験委員会の事務に従事する。

(入学試験委員会の所掌事務)

第6条 入学試験委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 入学試験要項の制定

(2) 入学試験問題の作成

(3) 学科試験の実施

(4) 面接の実施

(5) 合否判定資料の作成

(6) その他選考を実施する上に必要な事務

(入学試験委員会の会議)

第7条 入学試験委員会の会議は、7人以上の出席により成立し、入学試験委員会

委員長が議長となる。

- 2 入学試験委員会の議事は、出席した入学試験委員会委員の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。

(教授会への提出)

第8条 入学試験委員会委員長は、入学試験委員会で作成した合否判定資料を教授会に提出するものとする。

(合格者の決定)

第9条 教授会は、前条の規定により入学試験委員会から提出された事項を審議し、合格者について意見を付して学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告に基づき合格者を決定するものとする。ただし、当該報告の内容に疑義があるときは、学長は教授会に再度の審議を求めることができるものとする。

(出題採点委員)

第10条 入学試験委員会は、毎年度学科試験を行うに適当な者を選定し、学長がこれを出題採点委員に委嘱し、又は任命するものとする。

- 2 出題採点委員は、入学試験委員会委員長の指示を受け、担当科目について学科試験の出題及び採点を行うものとする。
- 3 出題採点委員は、前項の試験の結果を入学試験委員会に報告するものとする。

(面接委員)

第11条 入学試験委員会は、毎年度面接を行うに適当な者を選定し、学長がこれを面接委員に任命するものとする。

- 2 面接委員は、入学試験委員会委員長の指示を受け、面接を行うものとする。
- 3 面接委員は、前項の面接の結果を入学試験委員会に報告するものとする。

(事務組織)

第12条 入学試験委員会に関する事務は、事務局学生課が行うものとする。

- 2 入学試験委員会委員長は、入学試験委員会の行う所掌事務に関し、必要と認めるときは、学生課及び入試センターの職員にその事務を補助させることができる。

(委任事項)

第13条 学則及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、入学試験委員会委員長が入学試験委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和36年10月3日から施行する。

附 則 (昭和42年10月17日和医大規程第25号)

この規程は、昭和42年9月18日から施行する。

附 則 (昭和62年7月24日和医大規程第1号)

この規程は、昭和62年7月24日から施行する。

附 則 (平成11年5月11日和医大規程第32号)

この規程は、平成11年5月11日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月27日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月10日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年6月9日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年4月19日から施行する。